

太良町地域包括支援センター介護予防支援事業所 重要事項説明

1 介護予防支援事業所の概要

名称	太良町地域包括支援センター
代表者名	太良町長 永淵 孝幸
所在地	郵便番号 849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地17 太良町総合福祉保健センター しおさい館 保健センター内
電話番号	0954-67-0496
ファクシミリ番号	0954-68-0310
職員体制	管理者1名 保健師1名 主任介護支援専門員1名 社会福祉士1名 看護師1名 事務職員1名
提供地域	太良町全域
受付・相談日時	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分 (ただし、12月29日から1月3日までと祝日を除く。)

2 介護予防支援事業の目的

利用者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に推進します。

3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の運営方針

- ① 利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行います。
- ② 要支援状態の維持改善を図り、要介護状態への移行を防止します。
- ③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ④ 居宅サービス計画の作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること等について、十分に説明を行い理解が得られるように努めます。
- ⑤ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立なサービスの提供を行います。
- ⑥ 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを

行う者等との連携に努めます。

- ⑦ 事業の提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院等に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員等の氏名及び連絡先を病院等に伝えるよう協力を求めます。
- ⑧ 介護保険法令を遵守します。

4 提供する介護予防支援等の内容

(1) 予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント

① アセスメント

認定調査結果及び主治医意見書の内容を把握し、利用者宅を訪問し、所定のアセスメント事項により利用者及びその家族に対しアセスメントを行います。

② 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画(以下「ケアプラン」という。)原案の作成

アセスメント結果を基に、どのように支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、ケアプラン原案を作成します。

③ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催等により、ケアプラン原案について専門的な意見を聴取します。

④ ケアプランの交付

利用者又はその家族に説明し、同意を得た後、ケアプランを利用者又は家族に交付します。

⑤ サービスの提供

介護予防サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者等に対し、ケアプランに基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

⑥ モニタリング

必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法により、計画の実施状況を把握します。

⑦ 評価

ケアプランで定めた期間の終了時に、計画の達成状況について評価を行います。

(2) 予防給付に関するマネジメント及び介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所に委託することができます。この場合においても、ケアプラン原案が作成された段階で、その内容の適正を確認し、同原案の最終的な責任を図ります。

(3) 介護予防事業及び予防給付に関するケアマネジメント、並びに介護給付のケアマネジメントとの連携を図ります。

5 サービス利用料及びその他の費用

介護予防支援等（介護予防サービス計画書等の作成・変更・事業者との連絡調整、相談説明等）については、法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者に介護保険料の滞納等があり、介護保険からサービス利用料金に

相当する給付を受領できない場合は、一旦、1か月あたりのケアプランの作成料金として金額4,420円（令和3年4月から9月サービス利用分は4,390円）をお支払い頂きます。

また、新規にケアプランを作成した場合、初回加算として上記料金に3,000円が加算されます。

また、介護予防サービス計画の作成を、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会で承認を得た指定居宅介護支援事業所へ委託する場合、委託を開始した月に限り、委託連携加算として上記料金に3,000円が加算されます。

6 ケアプラン作成の委託

当センターでは、利用者の希望等を考慮したうえで、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会で承認を得た居宅介護支援事業者に利用者のケアプラン作成業務等を委託することができます。

なお、上記のとおり委託した場合であっても、当該委託事業者は、利用者と締結します「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用契約書」に定められた関係各条項を遵守し、ケアプラン作成に努めます。

7 相談窓口、苦情対応

相 談 窓 口	太良町役場 町民福祉課 地域包括支援センター
(電話番号)	0954-67-0496
(ファクシミリ)	0954-68-0310
(受付時間)	月曜日から金曜日まで午前8時30分から午後5時15分 (ただし、12月29日から1月3日までと祝日を除く。)

8 苦情受付公的機関

佐賀県	住 所	佐賀市呉服元町7番28号
国民健康保険団体連合会	電話番号	0952-26-1477
介護保険課	ファクシミリ	0952-26-6123
杵藤地区広域市町村圏組合	住 所	鹿島市大字中村917番地2
介護保険事務所	電話番号	0954-69-8222
	ファクシミリ	0954-69-8220

9 秘密保持

- ① 介護予防支援等を行う上で知り得た利用者及び家族に関する個人情報を正当な理由もなく第三者に提供しません。また、契約が終了した後も同様です。
- ② 当センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要がある時は、あらかじめその情報を用いられる者から事前に文書による同意を得た上で、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書及び利用者基本情報・アセスメントシートを居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び主治医等の本業務に必要な範囲で関係する者に提示すること

ができるものとします。

- ③ 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。

10 事故発生時の対応（損害賠償）

- ① 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに太良町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、本地域包括支援センター管理者に報告するものとします。
- ② 介護予防支援等を提供する上で、事故が発生し、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負います。ただし、甲又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

11 個人情報の保護

利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。ただし、サービス担当者会議等でサービスの利用調整を行う際に情報提供への同意が必要となります。

12 第三者評価実施状況

等事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。